平成２６年度

千葉市民活動支援センター運営協議会　運営要項

1.目的と役割

・ 運営協議会は千葉市民活動支援センター（以下、センターと呼ぶ）の、円滑な運営と利用者の利便性向上のための助言機関として設置される。
・ 委員は、センターが、市民活動やボランティアを行なう人々にとって、より良い施設となるよう、運営や利用の実情と課題を共有し、助言や補助を行なう。
・ 委員は、センターの登録団体全体を包括する視点に立つ。
・ 委員は必要に応じて、各分野からの意見を収集する。

２.委員・役員・報酬

・ 委員はセンターの登録団体に所属する者から、自薦または他薦により選任される。
・ 委員数は１２名程度とし、任期は平成２７年３月３１日までとする。
・ 委員の互選により、委員長１名、副委員長１名ないし２名を選出する。
・ 委員への報酬や交通費は支給されない。

3.会議

・ 運営協議会は２ヶ月に１度程度の開催とする。
・ 上記の会議では、原則として委員長が議長を務める。
・ 協議会は、委員の半数以上の委員の出席により成立する。
・ 委員が欠席する場合は、委任状を提出する。委任状の提出により出席とみなす。
・ 千葉市市民局市民自治推進部市民自治推進課は、必要に応じて会議に参加し、意見を述べることができる。
・ 会議は公開とする。

４．事務局

協議会の事務局をセンターに置く。

５．この要項は平成２６年６月の第１回運営協議会での協議と承認を経て運用される。